

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

瑞浪市

2 構造改革特別区域の名称

幼児教保育特区

3 構造改革特別区域の範囲

瑞浪市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、人口42,177人（平成15年3月末日現在）であり、平成5年度から平成14年度まで（9月末日現在）には773人増加しているなど、微増傾向にある。しかし、人口の増加について年齢を3区分して見た場合、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、反対に高齢者人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進みつつある。

地域別に見ると、国道19号と県道352号線に囲まれた地域を中心とする地区においては、区画整理等のインフラ整備が順次行われてきていることなどから人口増加傾向にある。しかし、その他の地区、特に市周辺部においては、少子高齢化の進行や基幹産業である陶磁器産業の低迷等により人口減少傾向にある。

本市の面積は175?であり、市内は7地区（瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶）に大別される。現在、市内には幼稚園が4施設（うち民営1）、保育所が8施設（うち民間委託1）設置されており、このうち市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）であるが、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであり、隣接する市町と格差が生じている。また、稲津・陶地区の幼稚園はそれぞれ小学校附属幼稚園であり、当該地区内の幼児しか入園できない。

施設の入所状況については、瑞浪・土岐・明世地区においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色保育園の分園を設置して対応している状態であるが、一方、その他の地区の幼稚園・保育所においては余剰定員が生じている。

5 構造改革特別区域計画の意義

市内7地区にはそれぞれ保育所が設置されているが、幼稚園は3地区にしか設置されておらず、地区間で平等なサービスが提供されていない。人口増加傾向にある市中央部においては、保育所は定員超過しており、瑞浪幼稚園に一色保育所の分園を設置

して対応しているが、5歳児はほとんどが幼稚園に入園している状況であり、幼稚園の需要が高いことを示している。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに需要はあるものの余剰定員が生じており、特に、両施設が設置されている地区（稲津・陶）においては、数年中に、クラス編成に支障が生じる状態となることが予想される。

幼稚園が設置されていない地区においては幼稚園整備の要望の声も高く、実際に、市の当初の事業計画においては市内各小学校区に幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯がある。また、各地区が地理的に分断されていること、1施設が対応する区域が広大なものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況である。

これらのことから、既存幼稚園施設における合同教育を実施することにより、効率的に住民のニーズに応えることとする。また、厚生労働省において保育所施設の目的外使用が認可され次第、既存保育所施設における幼稚園の分校を設置して合同保育を実施することにより、市内各地区で平等なサービスを提供する予定である。

6 構造改革特別区域計画の目標

市立幼稚園3施設を（仮称）瑞浪市立瑞浪市幼稚園として市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園保育室の余剰定員分の保育所児について合同教育を実施する。また、厚生労働省において保育所施設の目的外使用が認可され次第、市立保育所7施設において一部保育室を瑞浪市幼稚園の分室とし、この保育室において余剰定員分の保育所児の受入を行って合同教育を実施する。

これにより、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できるようになり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参画及び経済活動への更なる進出が促される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復・成長及び少子化の抑制につながる事となる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市において幼稚園は需要が高く、これを市内全地区に整備することにより、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会を増加させ、地域に根ざした教育と地域意識の浸透を図る。具体的には、この特別計画の実施により、平成16年度予想ベースで約200人の合同教育が可能となる。続いて、幼稚園施設所在地区に集中する幼稚園児について地区ごとにおける割合の均一化を図り、各地区の5歳児に占める幼

稚園児の割合が約6割となることを目標とする。平成21年度までに、市内の3～5歳児すべて（1,000人前後）の合同教育の実施を目標とする。

また、保護者の負担を軽減させ、社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようにすることで、社会参画及び経済活動への更なる進出を促進させる。これらにより、市内各地区を社会的・経済的に活性化させ、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制を図る。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

施設整備事業

特定事業を進めるにあたって、稲津幼稚園と陶幼稚園の分園申請及び桔梗保育園・日吉保育園・竜吟保育園の目的外使用（瑞浪市幼稚園分校）の申請を行っている。

桔梗保育園改築事業

桔梗保育園については平成21年度までに改築等が予定されていることから、これらの施設について幼稚園と保育所を共用化した施設とし、当該地区の人口形態の変化に対応する。

幼稚園の統合事業

現在、本市の幼稚園では施設不足により5歳児のみを受け入れているが、定員の増加及び人口の減少等に伴い、3・4歳児も段階的に受入を行い、人口減少地区においては、施設の廃棄・統合を行う予定である。

保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業

人口増加、老朽化等により保育所の施設整備が行われる場合（桔梗保育園等）には、当該保育所を幼稚園と保育所を共用化した施設とし、合同保育を実施する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主 体 瑞浪市

区 域 瑞浪市全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 (仮称)瑞浪市幼児センター 瑞浪1号館
(仮称)瑞浪市幼児センター 稲津1号館
(仮称)瑞浪市幼児センター 陶1号館
既存市立幼稚園を改称
詳細は 別紙1 平面図 のとおり

5 当該規制の特例措置の内容

別紙2 瑞浪市構造改革特別区域計画イメージ図 参照

別紙3 幼児振分予想資料 参照

特例措置の必要性

本市は、地理的に7地区（瑞浪、土岐、明世、釜戸・大湫、日吉、稲津、陶）に大別され、市内には幼稚園が4施設（うち民営1）、保育所が8施設（うち民間委託1）設置されている。各地区が地理的に分断されており、1施設が対応する面積が広大なものとなることから、地区の枠を超えた幼稚園施設の新規設置は困難な状況であるが、市立幼稚園が設置されているのは3地区（瑞浪、稲津、陶）のみである。加えて、施設定員の関係から幼稚園の入園は5歳児のみであること、また、稲津・陶地区の幼稚園はそれぞれ小学校付属幼稚園であり、当該地区内の幼児しか入園できないことから、隣接する市町とサービス格差が生じている。

人口増加傾向にある市中央部においては保育所が定員超過状態であり、瑞浪幼稚園に一色幼稚園の分園を設置して対応している状態であるが、5歳児のほとんどが幼稚園児である。一方、人口減少傾向にある市周辺部においては、幼稚園・保育所ともに余剰定員が生じているが、それぞれの施設の需要はなくなっていない。実際に、市の当初の事業計画において市内各小学校区に付属幼稚園を設置する予定であったが、少子化のために計画が変更され、現在の設置形態となった経緯もあり、各地区における幼稚園の需要は依然として高い。瑞浪幼稚園を市内全域から幼稚園児を受け入れる施設として位置付けているが、1施設が対応する区域が広大なものとなって園児の送迎等で保護者に多大な負担を強いることから、現行では施設周辺の地区の幼児が入園している状況となっている。また、地区を統合した幼稚園施設の新規設置は、各地区が地理的に分断されていることから、サービスの低下につながる恐れがある。加えて、財政的な事情から、各地区の施設を新たに整備することは困難な状況である。

これらのことから、市立幼稚園3施設を（仮称）瑞浪市立瑞浪市幼稚園として市内全域の幼稚園児（5歳児）の入園を可能とし、幼稚園施設に保育所の分園において、幼稚園保育室の余剰定員分の保育所児について合同教育を実施し、効率的に住民のニーズに応えることとする方針を決定した。また、厚生労働省において保育所施設の目的外使用が認可され次第、市立保育所7施設において一部保育室を瑞浪市幼稚園の分室とし、この保育室において余剰定員分の保育所児の受入を行って合同教育を実施することを計画しており、市内各地区で平等なサービスを提供する予定である。

これにより、幼稚園及び保育所のサービスを市内各地区において均一に提供できるようになり、各地区における子どもの年齢間での交流活動の機会の増加、地域に根ざした教育と地域意識の浸透により、地域に密着した子育てを実施することができる。また、育児に係る様々な負担が軽減されることで、保護者が社会活動及び家族サービスの時間を持つなど自由にライフスタイルを構築できるようになり、住民の社会参加及び経済活動への更なる進出が促される。この結果、市内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復及び少子化の抑制につながることとなる。

また、本市のように旧町村が合併した市においては、それぞれの地区において幼稚園及び保育所が整備されていることから、今後市町村合併が進む中、就学前教育及び保育サービスの平準化についてのモデルケースとなり得る。